

## 宮城県こもればの森の管理運営に関する基本協定書（案）

宮城県（以下「甲」という。）と《指定管理者の名称》（以下「乙」という。）は、宮城県こもればの森（以下「本施設」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）に関し、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号。以下「手続条例」という。）第5条の規定に基づき、次の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、乙が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び宮城県県民の森等の設置及び管理に関する条例（平成元年宮城県条例第22号。以下「県民の森管理条例」という。）第3条の規定に基づき、本施設の指定管理者に指定されたことを確認するとともに、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（指定の目的等）

第2条 乙は、指定管理者として、その能力を発揮し、県民サービスの向上と管理経費の節減を図り、もって県民の福祉を増進させるよう努めるものとする。

2 乙は、本施設が、自治法第244条第1項に規定する公の施設であることを十分に理解し、本業務の実施に当たっては、公共性及び公平性を尊重するものとする。

3 前項の目的を達成するため、甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（協定の期間）

第3条 本協定の期間は、乙が指定管理者に指定された期間（以下「指定期間」という。）である令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 本業務に係る事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第2章 本業務の範囲

（本業務の範囲）

第4条 乙が行う本業務の範囲は、県民の森管理条例第4条に定める業務とし、その細目は、別紙1「管理業務仕様書」に定めるとおりとする。

(業務仕様書の変更)

第5条 本協定締結後に業務仕様書の内容に変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(自主事業)

第6条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業（本業務の範囲内で行う事業以外の事業をいう。以下同じ。）を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施しようとするときは、甲に対して自主事業実施計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

3 甲は、前項の承認に当たり、甲乙協議の上、当該自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

### 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第7条 乙は、自治法、手続条例、県民の森管理条例、その他関係法令等を遵守するとともに、本協定及び年度協定を基本として、次条の規定により年度ごとに作成する年度事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 乙は、本施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図るものとし、利用者の増加策に努め、各種のトラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応するものとする。

(年度事業計画書)

第8条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した次年度の年度事業計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業計画

(2) 人員配置計画

(3) 収支計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、年度事業計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(業務の開始準備)

第9条 乙は、指定期間の開始の日（以下「指定開始日」という。）の前に、本業務の実施に必要な資格及び能力を有する人員を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要に応じ、指定開始日前に、甲に対して本施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第10条 乙は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、事前に甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により本業務の一部を第三者に実施させようとするときは、甲に、当該第三者との契約方法を報告し、及び契約書案の写しを提出して協議しなければならない。この契約を更新し、又は変更しようとするときも同様とする。

3 乙が第1項の規定により本業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

## 第4章 本業務の管理物件

(管理する敷地)

第11条 乙が本業務の実施において管理する敷地の対象範囲は、別紙2のとおりとする。

(管理物件)

第12条 乙が本業務の実施において管理する物件（以下「管理物件」という。）の対象は、施設及び設備（以下「施設等」という。）並びに物品とし、別紙4のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に甲の承認を得たときは、この限りでない。

(施設等の現状変更)

第13条 施設等の増築、改築、移設、改造その他の現状変更については、甲がその費用と責任において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の必要により、施設等を現状変更しようとするときは、事前に甲の承認を得た上で、乙の負担により実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による現状変更を行ったときは、遅滞なく甲の確認を受けなければならない。

4 第2項の場合において、当該変更部分に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその償金を請求しないものとする。

(施設等の維持補修)

第14条 本施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するために必要な施設等の修繕は、甲が自己の責任と費用において実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設等の修繕のうち小規模のものについては、乙がその責任と費用において実施するものとする。この場合において、当該部分に係る所有権は、甲に帰

属するものとし、乙は、将来にわたってその償金を請求しないものとする。

- 3 第1項の規定による修繕について、本業務と一体として実施することが適当と認められるときは、甲乙協議の上、甲の負担において乙に実施させることができる。

（施設等の滅失等）

第15条 乙は、施設等が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由によるときは、乙の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（鍵の適正管理）

第16条 乙は、本施設の管理に必要な鍵の保管及び使用に当たり、当該鍵の保管責任者を置くとともに、保管帳簿を備え付け、適正に管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の鍵を複製してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により、乙が甲の承認を受けて複製した鍵の所有権は、甲に帰属するものとする。

## 第5章 物品の取扱い

（甲による物品の貸与等）

第17条 甲は、乙が本業務を実施する場合に必要となる別紙3に示す物品を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、物品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなったときは、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該物品を購入し、又は調達し、乙に貸与するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により物品をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。この場合において、当該購入し、又は調達した物品の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 5 甲が乙に貸与した物品のほか、募集要項（本業務の実施に係る「指定管理者募集要項」をいう。）、本協定又は年度協定にあらかじめ明示し、乙に購入又は調達を委任した物品の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 6 乙は、甲に帰属する物品について、処分等の異動があったときは、その都度、甲に報告するものとする。
- 7 乙は、甲に帰属する物品のうち、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第139条に規定する重要物品を処分しようとするときは、事前に甲の承諾を受けなければならない。
- 8 乙は、甲に帰属する物品のうち、甲が必要と認めるものについて、甲から示された備品・重要物品一覧表により整理するものとし、毎年3月末日の現在高と照合の上、翌月末日ま

で甲に報告するものとする。

（乙による物品の購入等）

第18条 乙は、本業務の実施に供するため、乙の任意により物品を購入し、又は調達することができるものとする。

2 前項の物品の所有権は、乙に帰属するものとする。

3 乙は、第1項の物品を、甲に帰属する物品に準じた一覧表により整理するものとし、毎年3月末日の現在高と照合の上、翌月末日までに甲に報告するものとする。

## 第6章 本業務実施に係る乙の基本的責務

（環境配慮の推進）

第19条 乙は、本業務の実施に当たり、電気等の効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品の購入（グリーン購入）その他の環境配慮の取組を推進するものとする。

2 前項に規定する環境配慮の具体的な取組は、別紙5「公の施設の管理運営に関する環境配慮について」によるものとする。

（情報の公開）

第20条 乙は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の趣旨に即して、本施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講じるものとし、情報の一層の公開に努めなければならない。

2 前項の規程は、別紙6「指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程」に準じるものとする。

（個人情報の保護）

第21条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に即して、本施設の管理に係る個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の細目は、別紙7「個人情報取扱特記事項」に定めるとおりとし、乙は当該特記事項を遵守しなければならない。

（適正な行政手続）

第22条 乙は、行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）に基づき、適正な行政手続により、本業務を実施しなければならない。

2 乙は、行政手続条例に規定する審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）を定めようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲と協議し、その同意を得なければならない。

3 乙は、前項の審査基準等を定めたときは、これらを事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、乙は、適正な行政手続を確保するため、別紙8「公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上について」により実施するものとする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、本業務の実施に伴い知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本業務に従事する者に対し、本業務に従事する期間及び従事しないこととなった以後の期間において、本業務の実施に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第24条 乙は、本業務に係る経理とその他の業務（本施設以外の公の施設に係る管理運営業務、自主事業その他本業務以外の業務をいう。）に係る経理を区分して行わなければならない。

2 乙は、本業務について、専用の口座を開設し、本業務の実施に係る収入及び支出を適正に管理しなければならない。

(文書等の管理)

第25条 乙は、乙の役員又は職員（以下「役職員」という。）が本業務の実施により職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、乙の役職員が組織的に用いるものとして、乙が保有しているもの（以下「文書等」という。）について、甲が指示する方法により適正に管理しなければならない。

2 乙は、前項の文書等を文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）に定める保存年限に準じ、一定期間保存するものとし、保存年限が満了した文書等の管理は、甲の指示に従うものとする。

(各種規程等の作成)

第26条 乙は、本業務の実施に係る各種規程、要綱等を定めようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲と協議し、その同意を得なければならない。

## 第7章 本業務実施に係るモニタリング

(年度事業報告書)

第27条 乙は、毎事業年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した年度事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 本施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況に関する事項

- (4) 使用許可又は使用不許可の件数に関する事項
- (5) 自主事業の実施状況に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から30日以内に、当該事業年度における指定を取り消された日までの間の年度事業報告書を、前項の年度事業報告書に準じて作成し、甲に提出しなければならない。

#### (各種業務報告書)

第28条 乙は、前条に定める年度事業報告書等のほか、別紙1「管理業務仕様書」に定める各種の業務報告書について、所定の事項を記載の上、各提出期限までに甲に提出しなければならない。

#### (モニタリングの実施)

第29条 甲及び乙は、本施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、定期又は随時に、本業務の実施状況を点検及び確認（以下「モニタリング」という。）するものとする。

2 前項に規定するモニタリングの具体的な実施方法は、甲が別に指示するものとする。

#### (評価の実施)

第30条 甲及び乙は、本施設の効率的かつ効果的な管理運営を図るため、毎事業年度終了後、本業務の実施状況について、評価を行うものとする。

2 前項に規定する評価の具体的な実施方法は、甲が別に指示するものとする。

## 第8章 指定の取消し等

#### (業務の改善勧告等)

第31条 甲は、乙が行う本業務の実施について、本協定に違反が認められる場合等、必要に応じ、乙に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとする。

2 乙は、前項により改善勧告等の指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

#### (業務の停止)

第32条 甲は、乙が前条の規定による改善勧告等の指示に従わないときその他乙による本業務の継続が適当でないと認めるときは、自治法第244条の2第11項の規定により、期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

2 前項の規定により、期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害等が発生しても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

#### (指定の取消し)

第33条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、自治法第244条の2第

1 1 項の規定により、指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を開始したとき。
  - (2) 財務状況が著しく悪化し、本業務の履行が確実にないと認められるとき。
  - (3) 本業務の全部又は一部の停止を命ぜられ、停止解除後における本業務の実施が確実にないと認められるとき。
  - (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にあると認められるとき。
  - (5) 前各号のほか、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消した場合において、乙に損害等が発生しても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 乙は、自己の都合により、指定の取消しを求めるときは、その 1 年以上前に、甲に申し出て、甲と協議しなければならない。

（不可抗力等による指定の取消し等）

- 第 3 4 条 甲又は乙は、不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）及び人災（戦争、テロ、暴動等）であつて、甲及び乙のいずれの責めにも帰することができないものをいう。以下同じ。）その他やむを得ない事由により、本業務の継続が困難であると判断したときは、相手方に対して、本業務の継続の可否について協議を求めることができるものとする。
- 2 甲は、前項の協議の結果、本業務の継続が困難と認めたときは、自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。

（指定管理料の返還等）

- 第 3 5 条 甲は、自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じたときは、指定管理料の全部又は一部を乙に支払わず、又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

## 第 9 章 指定管理料

（指定管理料）

- 第 3 6 条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。
- 2 指定管理料の額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

| 対 象 年 度 | 指 定 管 理 料 |
|---------|-----------|
| 令和8年度   | 円         |
| 令和9年度   | 円         |
| 令和10年度  | 円         |
| 令和11年度  | 円         |
| 令和12年度  | 円         |
| 計       | 円         |

(指定管理料の変更)

第37条 指定期間中に、著しい物価変動等、指定管理料の額を変更すべき特別の事情が生じたときは、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

## 第10章 緊急時の対応及び損害賠償

(緊急時の対応)

第38条 乙は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生したときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して速やかに通報しなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(不可抗力発生時の費用負担等)

第39条 不可抗力により、乙が行う本業務の実施に支障が生じたときは、乙は、その影響を早期に除去するため早急に対応措置を講じるものとし、当該不可抗力により発生する損害及び追加費用（以下「損害等」という。）を最小限にするよう努めなければならない。

2 乙は、前項の措置を講じたときは、その内容や程度の詳細を甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、損害等の状況を確認するとともに、甲乙協議の上、費用負担等を決定するものとする。

(損害賠償)

第40条 甲又は乙は、本業務の実施において、自己の責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第32条の規定により本業務の全部又は一部の停止を命ぜられ、又は第33条の規定により指定を取り消された場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第41条 乙が本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したと

きは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

- 3 甲は、乙による本業務の実施において、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(保険)

- 第42条 乙は、本業務の実施において必要な損害賠償保険契約を締結したときは、契約書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。当該保険契約を更新し、又は変更したときも同様とする。

## 第11章 本協定終了時の取扱い

(業務の引継ぎ等)

- 第43条 乙は、指定期間満了により本協定を終了するとき（指定管理者として継続して指定されたときを除く。以下「期間満了により本協定を終了するとき」という。）は、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎを行わなければならない。
- 2 甲は、期間満了により本協定を終了するときは、その終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる本施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項に規定する申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙は、第1項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

(原状回復義務)

- 第44条 乙は、期間満了により本協定を終了するときは、乙の責任と費用により指定開始日を基準として管理物件の原状回復（乙の使用により発生した管理物件に係る価値の減少のうち、乙の故意、過失、善管注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗及びき損を復旧することをいう。以下同じ。）を行い、甲の確認を受けた上で甲に引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、管理物件の原状回復を行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(物品の取扱い)

- 第45条 期間満了により本協定を終了するときの物品の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 甲に所有権が帰属する物品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 乙に所有権が帰属する物品については、原則として、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議の上、両者が合意したときは、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。この場合において、当該物品の所有権は甲に帰属するものとする。

(指定の取消しによる本協定終了時の取扱い)

第46条 第43条から前条までの規定は、第32条又は第33条の規定による指定の取消しにより本協定を終了するときに、これを準用する。ただし、甲と乙が合意したときは、この限りでない。

## 第12章 その他

### (リスク分担)

第47条 本協定本文に定めのあるもののほか、本業務に関する甲と乙のリスク分担は、別紙9「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に規定するリスク分担表に定める事項に疑義があるとき又は不測の事態が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

### (重要事項の変更の届出)

第48条 乙は、手続条例第7条の規定により、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、定款等に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

### (権利・義務の譲渡等の禁止)

第49条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

### (協定の変更)

第50条 本業務の実施に関し、本業務の前提条件や内容を変更しようとするとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

### (障害者の雇用)

第51条 乙は、障害者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとする。

### (合意管轄)

第52条 本協定に関する紛争については、仙台地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

### (疑義等の決定)

第53条 本協定について、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和〇年〇〇月〇〇日

甲 宮城県知事 ○ ○ ○ ○

乙（指定管理者）

所 在 地

団体の名称

代 表 者 <《職名・氏名》又は《法人格のない団体にあ  
っては、代表者住所・氏名》>

《共同事業体の場合の条文追加等》

〔共同事業体の場合は、以下の部分を追加又は修正する。〕

(代表団体の地位) 作成例第47条と第48条の間に追加

第〇〇条 乙の代表団体は、乙を代表して、甲との折衝並びに指定管理料の請求及び受領を行うものとする。

(各構成員の責任) 作成例第47条と第40条の間に追加

第〇〇条 乙の代表団体及び構成員は、本協定の規定に基づき乙が負担する一切の債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(重要事項の変更の届出) 作成例第48条を修正

第〇〇条 乙の代表団体及び構成員は、手続条例第7条の規定により、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、定款等に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を甲に届け出なければならない。

(権利・義務の譲渡等の禁止) 作成例第49条を修正

第〇〇条 乙の代表団体及び構成員は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(指定期間中における構成員の変更の禁止) 作成例第49条と第50条の間に追加

第〇〇条 乙は、指定期間中において、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更してはならない。

[以下についても修正する。]

本協定を証するため、本書を《甲、乙の代表団体及び各構成員の合計数》通作成し、甲乙（乙は、乙の代表団体及び各構成員）記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 宮城県知事   〇   〇   〇   〇

乙（指定管理者）

所在地

名 称   《共同事業体の名称》

代表者

代表団体   所在地

名 称

代表者

構 成 員   所在地

名 称

代表者

構 成 員   所在地

名 称

代表者

(添付書類)

別紙1 業務仕様書 施設所管課作成

(留意事項)

指定管理者募集要項に添付した業務仕様書について、指定管理者からの提案内容及び債務負担行為の設定状況等を考慮し、必要な修正を加え、双方で確認したものとする。その際、指定管理者の応募時の提案において、当初の業務仕様書の水準を上回る優れた提案が提出されている場合は、当該内容を当該業務仕様書（又は年度事業計画書）に適切に反映させること。また、指定管理者の選定上、重要な要素となった項目についても、特段の事情がない限り、業務仕様書（又は年度事業計画書）に確実に反映させること。

別紙2 管理する敷地の対象範囲 施設所管課作成

別紙3 管理物件 施設所管課作成

別紙4 公の施設の管理運営に関する環境配慮について 別紙のとおり

別紙5 指定管理者の保有する情報の公開に関するモデル規程 別紙のとおり

別紙6 個人情報取扱特記事項 別紙のとおり

参考 指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報保護基準

別紙7 公の施設の管理における公正の確保と透明性の向上について 別紙のとおり

参考 聴聞及び弁明の機会の付与に関する取扱要綱

別紙8 ≪利用料金に係る事務処理について≫ 施設所管課作成

別紙9 使用料徴収事務処理要領 別紙のとおり

別紙10 リスク分担表 別紙のとおり